

○武庫川学院ハラスメント防止及び対策に関する規程

平成19年4月1日

改正 平成20年11月1日

平成22年4月1日

令和4年4月1日

改正 令和6年2月1日

(目的)

第1条 この規程は、ハラスメントを防止のための措置及びハラスメントが生じた際に、適切に対応するための措置について必要な事項を定めることにより、学校法人武庫川学院（以下、「学院」という。）の立学の精神に基づき、学院構成員が公正・安全で快適な環境のもと、お互いの人格を尊重し、信頼関係を築きつつ、品位のある健全な教育、研究、修学及びその他の諸活動を行うことができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「学院構成員」とは、教職員等及び学生・生徒等のことをいう。
- (2) 「教職員等」とは、常勤・非常勤の区別なく、すべての雇用形態の教員及び職員をいい、学院において就業する派遣労働者及び委託業務従事者を含む。
- (3) 「学生・生徒等」とは、学院において修学するすべての者（科目等履修生、研究生、外国人留学生、附属幼稚園及び附属保育園の園児、オープンカレッジ受講生等も含む。）をいう。
- (4) 「ハラスメント」とは、修学又は就労に関する学院のあらゆる環境において、学院構成員の不適切な言動によって、他の構成員に不利益または損害を与えたり、あるいはその者の尊厳もしくは人権を侵害することをいう。ハラスメントの種別については、別途ガイドラインに具体的に例示し、学院構成員に周知する。

(適用範囲)

第3条 学院構成員相互間でハラスメントが生じた場合は、場所及び時間を問わず、本規程を適用する。

2 学院構成員と学外者との間でハラスメントが生じた場合は、学院の諸活動に関する場合に限り、本規程を準用し、学院として真摯に対処するものとする。

(学院の責務)

第4条 学院は、第1条の目的を達成するため、学院構成員に対して継続的な啓発活動を行い、かつ構成員に関するハラスメント事案が発生した場合に、迅速かつ適切な措置を行うために必要な組織体制を整備し、人的要員を配置する。

2 学院は、ハラスメント等の人格権の侵害に対して厳しい姿勢で臨むものとし、ハラスメントの事実関係が認定され、教育、研究、修学、就労の環境改善が必要と認められた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

3 学院は、本条第1項及び第2項を達成するため、ハラスメント対策委員会、相談窓口担当者及びハラスメント相談員を常置する。

(学院構成員の責務)

第5条 学院構成員は、ハラスメントを行ってはならない。

2 所属長は、当該部局におけるハラスメント等の防止に努めるとともに、第6条に定めるハラスメント対策委員会の協力要請があった場合は、これに応じなければならない。

(委員会の設置)

第6条 学院のハラスメントを防止するとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応することを目的として武庫川学院ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(対策委員会の任務と権限)

第7条 対策委員会は、前条の目的のため次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学院構成員に対するハラスメントの防止に関する啓発及び研修の企画と実施
- (2) ハラスメント及びハラスメントに起因する問題（以下、「ハラスメント事案」という。）に関する調査
- (3) ハラスメントの再発防止に関する指導
- (4) ハラスメントの防止に関する学院の取り組みのまとめと公表
- (5) その他ハラスメント対策委員会が必要と認めた事項

2 対策委員会は、必要に応じてハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置することができる。調査委員会の構成はその都度決定する。

3 対策委員会は、緊急・仮の措置、話し合いによる解決、処分の勧告を含む報告書の作成を行う権限を有する。調査委員の構成は、第12条第5項の定める通りとする。

(対策委員会の構成)

第8条 対策委員会の構成は、次の各号に掲げた者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 校長
- (4) 事務局長
- (5) 教学局長
- (6) 学生部長

- (7) 教務部長
- (8) 学生相談センター長
- (9) 附属中高校長・教頭
- (10) 幼稚園長
- (11) 保育園長
- (12) 人事部長
- (13) 人事課長
- (14) 学生部事務部長
- (15) その他、理事長が必要と認めた者

- 2 委員のうち1名は、理事長の指名により委員長となる。
- 3 対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 事案当事者は、当該事案に関わる対策委員会の審議及び決議に出席することはできない。

(委員長の職務)

第9条 委員長は会議を主宰するとともに、対策委員会を代表し、その業務を統括する。

- 2 委員長は、必要に応じて学外の専門家を専門委員として委嘱することができるものとする。専門委員は委員長の許可を得て対策委員会に出席することができる。
- 3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、理事長が指名する委員がその職務を代行する。

(相談窓口担当者及びハラスメント相談員)

第10条 ハラスメント事案に関する相談及び苦情の申立（以下「相談・申立」という。）が教職員等又は学生・生徒等からなされた場合に対応するため、対策委員会の下に相談窓口担当者及びハラスメント相談員（以下「窓口担当者及び相談員」という。）を置く。
なお、連絡先・連絡方法を明らかにし、学院構成員の誰もが相談可能なものとする。

- 2 窓口担当者及び相談員は、委員長が任命する。
- 3 窓口担当者及び相談員は、対策委員会の方針に基づき、次に掲げる対応を行う。
 - (1) ハラスメントの相談に関すること
 - (2) ハラスメントのガイドライン説明及び受付に関すること
- 4 窓口担当者及び相談員は、必要に応じて専門家の協力を得ることができるものとする。
- 5 相談・申立には、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
 - (1) 他の者がハラスメントをされているのを見て不快に感じた者からの苦情の申立
 - (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者からの相談

(3) ハラスメント事案に関する相談を受けた監督者からの相談

6 窓口担当者及び相談員は、面談等の方法で相談を受けるものとする。

7 窓口担当者及び相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(窓口担当者及び相談員の責務)

第11条 窓口担当者及び相談員は、相談・申立を受けた事案のうち、問題解決のための方策が必要であると判断した事案及びハラスメント事案に対する救済申立がされた事案について、速やかに委員長に報告しなければならない。

2 窓口担当者及び相談員は任務の遂行にあたり、相談・申立を行う者の意向をできる限り尊重し、事実関係を明確にするよう留意する。

(通知・調整・調査)

第12条 対策委員会は申立てを受理した後、速やかに「通知」「調整」又は「調査」の手続きを開始する。また、対策委員会は個別の事情に即して、問題解決を図るためこれらの手続きに先行又は併行し、必要な措置を講じる。たとえば申立人(相談者)の健康状態等を考慮し、教育、研究、修学、就労環境を確保するため緊急措置(指導教員、研究室、就業場所等の変更等)を講ずることがある。

2 対策委員会は申立人からの事情を聞き、通知の必要があると判断した時は相手方に通知し、被害相談があったことについて注意喚起するとともに、被害申立人の探索や報復を行わないよう警告を行う手続きを「通知」という。相手方が通知に不服の場合は、ハラスメント対策委員会に「調査」を求めることができる。

3 対策委員会は申立人の「調整」申し立てに基づき、手続きを行う。なお、所属長は対策委員会に協力し、その責任と権限において、所属長が指名する者が手続きを担当する。また、「調整」は指導教員、研究室、就業場所の変更その他の修学、就業・就労上の措置を行うことを含む。相手方および申立人が、「調整」に不服があるときはハラスメント対策委員会に対して「調査」の手続きを求めることができる。

4 ハラスメントの事実確認の公正な調査に基づき、事実関係を確定し、被害者の不利益救済、加害者への懲戒処分など厳正な措置を求める手続きが「調査」である。この手続きは、対策委員会のもとで行われる。対策委員会は申立人からの「調査」の申し立てを受け、調査の必要性について判断し、必要があると認められる場合は、調査委員会を設置する。

5 調査委員会は原則として調査委員2人以上で構成され、公正・中立・客観性を確保するために弁護士を含むものとし、男女比等を考慮して決定する。

(ハラスメント行為に対する提言等)

第13条 対策委員会は、ハラスメントの事実により、加害者に対して就業規則、学則等関

係規則に基づく懲戒又は就業環境等の改善が必要であると認めた場合は、教職員に関しては懲戒委員会、学生に関しては学生懲戒委員会、生徒に関しては生徒指導委員会、幼稚園又は保育園それぞれの職員会議に提言する。

(処分)

第14条 ハラスメントを行った場合、教職員に関しては就業規則の懲戒規定、大学の学生に関しては学則の賞罰規定、附属中学校・高等学校の生徒に関しては学則の賞罰規定等に基づき処分することがある。処分を行うに際しては、具体的な行為の態様（時間・場所・内容）、被害者の心情等も情状として考慮のうえ判断する。

(虚偽申し立て等の禁止)

第15条 学院構成員及び当該事案に関わるすべての者は、ハラスメントの相談、調査、事情聴取等に際して、虚偽の申し立て・証言を行ってはならない。

(不利益取扱の禁止)

第16条 ハラスメント事案の相談・申立及び調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした学院構成員に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(秘密の遵守)

第17条 対策委員会の委員、窓口担当者、相談員、その他ハラスメント事案に関する調査及び問題解決に関与するすべての者は、相談・申立を行った者及びハラスメントの当事者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、人事部人事課が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経た上で理事長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。